(目的)

第一条 この法律は、 た食育の推進並びにお茶の輸出の促進に関する茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用し とする。 健康的な国民生活の実現に寄与することを目的 等を講じ、もって茶業の健全な発展及び豊かで 措置、お茶の伝統に関する知識等の普及の措置 めるとともに、お茶の生産者の経営の安定、お 農林水産大臣による基本方針の策定について定 鑑み、茶業及びお茶の文化の振興を図るため、 めぐる諸情勢の著しい変化が生じていることに 中で、近年、生活様式の多様化その他のお茶を 業が地域の産業として重要な地位を占めている な生活の実現に重要な役割を担うとともに、茶 国民の生活に深く浸透し、国民の豊かで健康的一条 この法律は、お茶に関する伝統と文化が 3 2

(基本方針)

第二条 農林水産大臣は、お茶の生産、 販売の事業(以下「茶業」という。) 及びお茶11条 農林水産大臣は、お茶の生産、加工又は 針」という。)を定めるものとする。 の文化の振興に関する基本方針(以下「基本方 基本方針においては、次に掲げる事項を定め

るものとする。 的な方向に関する事項 茶業及びお茶の文化の振興の意義及び基本

の他の茶業の振興の目標に関する事項 お茶の需要の長期見通しに即した生産量そ お茶の文化の振興のための施策に関する 茶業の振興のための施策に関する事項

Ŧi. その他茶業及びお茶の文化の振興に関し必

要な事項

(品質の向上の促進)

- 認めるときは、 協力を求めることができる。 の他の関係者に対し、資料の提出その他必要な 組織する団体(以下「茶業団体」という。) そ てお茶の需給事情を把握するため必要があると 農林水産大臣は、基本方針を定めるに当たっ 都道府県知事、茶業を行う者が
- を変更しようとするときは、あらかじめ、文部 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれ 基本方針を変更するものとする。 その他の事情の変動により必要があるときは、 農林水産大臣は、お茶の需給事情、農業事情
- ければならない を変更したときは、 科学大臣に協議しなければならない。 農林水産大臣は、 基本方針を定め、又はこれ 遅滞なく、これを公表しな

第三条 都道府県は、基本方針に即し、 よう努めなければならない。 る計画(以下「振興計画」という。)を定める 府県における茶業及びお茶の文化の振興に関す 当該都道

料の提出その他必要な協力を求めることができ るときは、茶業団体その他の関係者に対し、資 茶の需給事情を把握するため必要があると認め 都道府県は、振興計画を定めるに当たってお

ばならない。 更したときは、遅滞なく、これを公表しなけれ 都道府県は、振興計画を定め、又はこれを変

(生産者の経営の安定)

第四条 国及び地方公共団体は、お茶の生産者の 経営の安定を図るため、茶園に係る農業生産の 基盤の整備、茶樹の改植(茶樹を除去した後、 るものとする。 予防の推進その他必要な施策を講ずるよう努め 苗木を植栽することをいう。)の支援、災害の

(加工及び流通の高度化)

第五条 国及び地方公共団体は、お茶の加工及び る。 その他必要な施策を講ずるよう努めるものとす という。)による加工施設の整備に対する支援 業者との連携による事業活動に係る取組及びお 流通の高度化を図るため、お茶の生産者による 茶の加工の事業を行う者(以下「加工事業者」 付加価値を生み出す取組、中小企業者と農林漁 農業と製造業、小売業等の事業との総合的かつ 一体的な推進を図り地域資源を活用した新たな

第六条 国及び地方公共団体は、お茶の品質の向 取組への支援その他必要な施策を講ずるよう努 産者及び加工事業者による品質の向上のための 研究開発の推進及びその成果の普及、お茶の生 上を促進するため、お茶の品質の向上に関する

めるものとする

(消費の拡大)

第七条 国及び地方公共団体は、お茶の消費の拡 及その他必要な施策を講ずるよう努めるものと 情報の提供、研究開発の推進及びその成果の普 大を図るため、お茶の新用途への利用に関する

2 0) み、児童に対するお茶の普及活動への支援その 国及び地方公共団体は、お茶を活用した食育 推進がお茶の消費の拡大に資することに鑑

(顕彰)

第十一条 国は、地方公共団体が振興計画に定め 策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提 られた施策を実施しようとするときは、 よう努めるものとする。 供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずる

ずるよう努めるものとする。 他お茶を活用した食育の推進に必要な施策を講

第八条 国及び地方公共団体は、海外市場の開拓 茶の輸出の促進に必要な施策を講ずるよう努め 等がお茶の需要の増進に資することに鑑み、お るものとする。

(お茶の文化の振興)

興を図るため、お茶の伝統に関する知識等の普第九条 国及び地方公共団体は、お茶の文化の振 する。 及その他必要な施策を講ずるよう努めるものと

第十条 国及び地方公共団体は、茶業及びお茶の する。 文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものと

(国の援助)

この法律は、公布の日から施行する。